

第 1 節 摂津市空家等対策計画の改定にあたって

1. 改定の背景・目的

平成 27（2015）年に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）」が施行されたことを受けて、本市は平成 31（2019）年 3 月に「摂津市空家等対策計画」を策定し、空き家をめぐる様々な対策に取り組んできました。

国の空き家政策においては、空き家数が平成 10（1998）年から現在に至るまで年々増加し、約 25 年間で 2 倍程度となるとともに、今後も増加傾向が続くことが予測される状況であることを鑑み、空き家の除却等のさらなる促進や周囲に影響を及ぼす前の利活用や適切な管理を総合的に強化するため、令和 5（2023）年に空家法を改正しました。

本市においては、空家法が改正されたことから、法改正内容を踏まえるとともに、「みんなで育てる 住み心地のよいまち 摂津」を基本理念とする「摂津市住宅マスタープラン」との一体化を図ることとし、空き家の課題に対する本市の基本姿勢を示し、空家等対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として「摂津市空家等対策計画」を改定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、空家法第 7 条第 2 項および国が策定した「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（令和 5（2023）年 12 月改正、以下「国基本指針」という。）に基づいて策定するものです。

「摂津市空家等対策計画」は、本市の「摂津市行政経営戦略（摂津市総合計画と摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略が一体化）」を踏まえるとともに、「摂津市都市計画マスタープラン（平成 25（2013）年 3 月策定）」に即したものとし、大阪府の「住まうビジョン・大阪（令和 3（2021）年 12 月改定）」、「空家総合戦略・大阪（平成 28（2016）年 12 月策定）」など関連計画とも整合を図ります。

また、「摂津市住宅マスタープラン」はこれまで別計画としていましたが、空き家は住宅に関する問題の大きな課題となっていることから、本計画を住宅マスタープランに組み込み、一体的に改定を図るものとします。

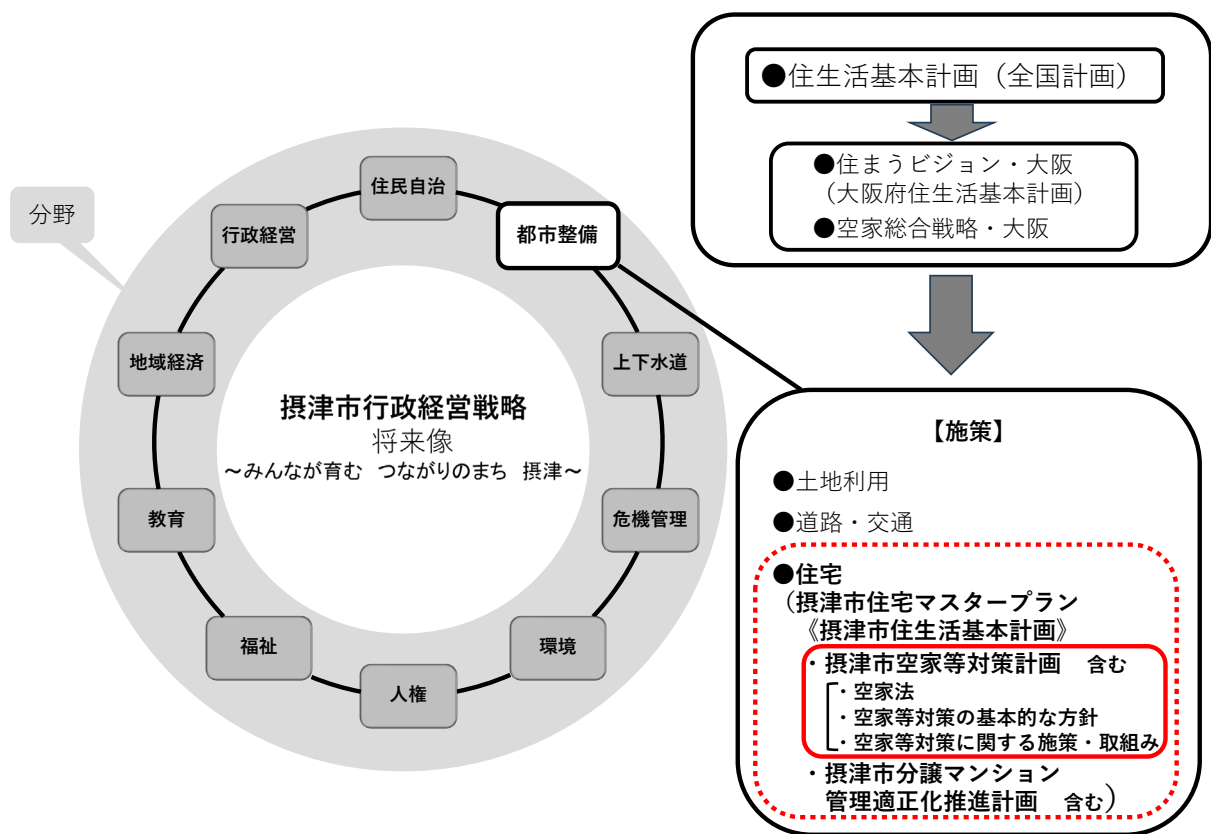


図 2-1-1 計画の位置づけ

3. 計画期間

計画期間は、「摂津市住宅マスタープラン」と一体的な整備を図るため、令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 か年とします。

4. 計画対象

本計画の対象とする、「空き家」は、空家法に該当する「空家等」に加え、以下に示すものを含みます。

- ・居住はしていないものの、定期的に管理されているもの
（例えば、居住はしていないが、倉庫として使用しているもの）
- ・共同住宅や長屋建てなどの空室

本市においては空き家が点在しているため、空き家に関する対策の対象地区は本市全域とします。